

## 大規模災害発生時における兵庫県立三木総合防災公園屋内テニスコートの避難所に関する覚書

三木市（以下「甲」という。）と兵庫県広域防災センター（以下「乙」という。）は、兵庫県立三木総合防災公園のうち屋内テニスコート（以下「ビーンズドーム」という。）を大規模災害発生時の避難所として甲が指定するに当たり、基本的な事項について次のとおり覚書を締結する。

### （避難所の指定）

第1条 甲は、ビーンズドームを三木市の「指定避難所」に指定するものとする。

### （避難所として使用する施設等）

第2条 甲が、避難所を開設する場合は、ビーンズドーム及び周辺地域を使用できるものとする。なお、周辺地域は、甲乙協議の上決定するものとする。

### （避難所の開設及び閉鎖）

第3条 甲は、三木市に大規模な災害が発生し、三木市の2次避難所が不足する場合に、ビーンズドームを避難所として使用することを乙に要請できる。この場合において、乙は、特別な理由がない限り協力するものとする。

2 甲は、前項の要請を行う場合においては、次に掲げる事項を記載した文書をもって行うものとする。ただし、緊急の場合は、電話等をもって要請し、事後速やかに文書を提出するものとする。

（1）要請する理由

（2）使用する施設等、施設等を使用する人員数及び期間

（3）その他必要な事項

3 乙は、前項の要請があったときは、広域防災拠点としての機能等を勘案し、使用できる施設等を甲に通知するものとする。

4 甲は、三木市の2次避難所の不足が解消された場合は、速やかに避難所の閉鎖に努めるものとする。

5 甲は、避難所を閉鎖する場合は、文書により乙に通知するものとする。

6 避難所の開設及び閉鎖は、乙の立会いのもと、甲が行うものとする。

### （所管事項）

第4条 避難所の開設に係る甲及び乙の所管事項は、おおむね次のとおりとする。ただし、所管外の事項については、甲、乙協力するものとする。

（1）甲の所管事項

避難所の管理及び運営に関すること

（2）乙の所管事項

ビーンズドームの維持、保全等施設管理に関すること

### （事故等の責任）

第5条 甲は、避難所を開設し、管理運営する場合において、甲若しくは第三者がビーンズドームを損傷したとき、又は甲が第三者に損害を与えたときは、甲の責任においてこれを処理するものとする。ただし、乙の責めに帰すべき事由がある場合は、この限りでない。

(必要な情報の提供)

第6条 乙は、次の各号のいずれかに該当する場合は、遅滞なくその旨を甲に連絡するものとする。

- (1) 施設の工事等、避難所の開設に支障が見込まれる場合
- (2) 避難所として使用させることができなくなった場合

(留意事項)

第7条 甲は、ビーンズドームを避難所として使用するに当たり、次に掲げる事項に留意しなければならない。

- (1) 善良な管理者の注意をもって使用すること
- (2) 避難所を閉鎖するときは、原状に復すること。ただし、閉鎖までに復することができない場合の処置については、甲乙協議の上決定するものとする。

(経費の負担)

第8条 ビーンズドームを避難所として使用することに伴う経費は甲が負担し、その額は甲乙協議の上決定するものとする。

(円滑な運用)

第9条 甲及び乙は、災害時及び日頃の連絡・情報交換を行い、本覚書が円滑に運用されるよう、甲乙双方の連絡責任者を定めるとともに定期的に連絡会（年1回を基準）を行うものとする。

(有効期間)

第10条 この覚書の有効期間は、締結の日から平成30年3月31日までとし、この期間満了1か月前までに甲乙いずれからも終了の意思表示がないときは、有効期間満了の翌日から1年間延長されたものとみなし、その後においても同様とする。

(協議)

第11条 この覚書に定めのない事項については、甲乙協議の上決定するものとする。

この覚書の成立を証するため、本書2通を作成し、甲、乙押印の上、各1通を保有する。

平成29年3月14日

甲 兵庫県三木市上の丸町10番30号  
三木市  
三木市長 藪本 吉秀

乙 兵庫県三木市志染町御坂1番19号  
兵庫県広域防災センター  
センター長 藤森 龍